

養父市告示第48号

養父市多面的活動組織持続化事業交付金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月6日

養父市長 大 林 賢 一

養父市多面的活動組織持続化事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、養父市の農地保全管理を行うため、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）に規定する広域活動組織及び活動組織（以下「活動組織等」という。）について、その継続に必要な事務担当者の若い世代への引継ぎを促進するため、養父市多面的活動組織持続化事業交付金（以下「交付金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象及び要件)

第2条 交付金の交付対象者は、この告示の施行後に活動組織等の構成員かつ事務担当者である満50歳以下の者（以下「交付対象事務担当者」という。）で、次期対策終了まで事務担当を担う意思のある者とし、要件等は別表第1に掲げるとおりとする。

(交付金の額等)

第3条 交付金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広域活動組織 30万円
- (2) 活動組織 10万円

2 交付金の交付は、交付対象事務担当者につき、毎年度1回限りとする。ただし、複数の組織を兼ねている場合、1人限り上限10万円とする。

(交付の申請)

第4条 第2条の交付を受けようとする者は、交付金申請書（様式第1号）を毎年6月30日までに市長に提出しなければならない。ただし、令和8年度に限り9月30日までに市長に提出することとする。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請を受けたときは速やかにその内容を審査し、交付金

を交付することが適当であると認めるときは、交付金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（申請の取下げ等）

第6条 前条の規定による通知を受けた交付対象事務担当者は当該通知に係る交付決定の内容又は前条の規定により付された条件により難いと認めるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内に文書をもって申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（実績報告）

第7条 活動組織等の実績報告は、事業実績報告書を市長への提出をもって行うものとし、毎年3月31日までに市長に提出しなければならない。

（交付金の請求）

第8条 市長は前条の実績報告を確認したのち、交付対象事務担当者から提出された交付金請求書（様式第3号）により交付金を交付する。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付対象事務担当者及び交付対象事務担当者が所属する活動組織等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定を取消することができる。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により交付金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の取消しを行ったときには、その旨を交付金交付決定取消通知書（様式第4号）により当該交付対象事務担当者に通知するものとする。

（交付金の返還）

第10条 市長は、前条第2項の取消しを決定した場合において、当該取消しに関し既に交付金が交付されているときは当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、別表2のとおり、その全部又は一部の遡及返還を命ずることができる。

2 市長は、交付対象事務担当者の病気、自然災害等のやむを得ない事情があると認めるときは、交付金の返還を免除できる。

(交付決定された事務担当者の努力義務)

第11条 交付対象事務担当者は、市長が作成書類等の調査等を申出た場合は、これに協力しなければならない。

2 交付対象事務担当者は、所属する活動組織等の総会、養父市主催の説明会、兵庫県多面的機能発揮推進協議会主催の説明会に積極的に参加しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表1 (第2条関係)

交付対象事務担当者及び活動要件等	
1 対象年齢	初回申請時、満50歳以下であること ※1
2 活動期間	多面的機能支払交付金の第3期対策～第4期対策(仮称)終了まで
3 作成しなければならない書類	(1) 活動記録簿 ※2 (2) 金銭出納簿 (3) 実施状況報告書 (4) 長寿命化に関する資料 ※3 (5) 活動記録簿・金銭出納簿に係る根拠資料 (6) 市が必要と認めたもの

※1 翌年度以降に満50歳を超える場合は、初回申請時に満50歳以下要件を満たしているため、返還の対象とはしない。ただし、交付を受けるには、毎年度申請を行うものとする。

※2 交付対象事務担当者は事務活動を活動記録簿に記載すること。

※3 (4)長寿命化に関する資料は、長寿命化活動を行わない活動組織等の事務担当者は作成不要とする。

別表 2 (第10条関係)

自己都合で活動期間を満了できなかった場合の返還の一部又は全部の区分	
1 1年未満	100%
2 1年以上～3年未満	50%
3 3年以上～5年未満	25%

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条から第12条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

養父市長 様

(申請者) 住 所 _____
氏 名 _____
電 話 _____
生年月日 _____ 年 月 日 (満 歳)

養父市多面的活動組織持続化事業交付金申請書

養父市多面的活動組織持続化事業交付金を受けたいので、養父市多面的活動組織持続化事業交付金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

申請事項	
1 活動組織名	
2 活動組織承認	上記のものを当該組織の事務担当者と認める。 組織名 代表者 ⑩
3 交付金額	

※本人確認書類の写し添付

〈交付金申請の同意・誓約事項〉

		同意・誓約欄
1	養父市税等を滞納していないこと。	<input type="checkbox"/>
2	次期対策終了まで交付対象事務担当者を担う意思がある。	<input type="checkbox"/>
3	本補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳の閲覧や市税等の完納状況を確認することに同意する。	<input type="checkbox"/>
4	暴力団員ではない。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していない。	<input type="checkbox"/>

5	養父市が補助事業の適正な実施を図るため、交付金交付前又は交付後において、提出書類等に関する調査等を依頼した場合は協力する。	<input type="checkbox"/>
6	交付金交付後に上記の各項目の内容と相違が発生した場合は、交付された交付全額を市が指定する期日までに返還する。	<input type="checkbox"/>
7	本交付金の交付手続に要した書類一式を処分制限期間中は保管すること。	<input type="checkbox"/>

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

養父市長



養父市多面的活動組織持続化事業交付金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった交付金については、養父市多面的活動組織持続化事業交付金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 不交付

理由

養父市長 様

(請求者)
住 所
氏 名
電話番号

養父市多面的活動組織持続化事業交付金交付請求書

年 月 日付け第 号で交付決定の通知を受けた養父市多面的活動組織持続化事業交付金について、養父市多面的活動組織持続化事業交付金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 補助金の交付（振込）先

金融機関名	銀行・金庫・農協（該当を○で囲う）						
店 舗 名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店						
口 座 種 目	1 普通		2 当座		3 その他（ ）		
口 座 番 号							
口座名義人	フリガナ						

3 添付書類

受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳（見開きページ）又はキャッシュカードの写し

4 留意事項

申請者、交付決定者及び請求者は同一であること。

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

養父市長



養父市多面的活動組織持続化事業交付金取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した養父市多面的活動組織持続化事業交付金については、養父市多面的活動組織持続化事業交付金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり交付決定を取り消すことに決定したので通知します。

記

- 1 交付決定取消理由
- 2 その他